

でござりますけれども、関係省庁の御協力をいたしまして、国内法をどういろいろに整備していくべきではないのか。いつでもそういうことに對応するの問題を申し上げますと、批准につきましては、早急に検討を始めたいというふうに考えております。

それから最後に、第三点いたしまして、批准の性質をとらうことは、早急に検討を始めたいといふふうに考へておきます。わが国は海洋国家でございまして、今回の海洋法条約の成立といふものは、基本的には歓迎して、これを支持するといふことで署名もいたしております。わが國は海洋国家でございまして、今回の海洋法条約の性質上、これは途上国、先進国両方含めましてやはり國際社会の大勢がこの条約を受け入れていくといふことが現実の問題としては必要であろう。したがいまして、政府として、最終的に批准の態度決定をするに当たりましては、そういう条約を実際に批准して受け入れていくかといふところも見きわめながら最終的な判断を固めてまいりたい、そういうふうに考へております。

○岡田(利)委員 きのうも農林水産大臣はカメンツュ・ソン連漁業相との会談も行つておるわけですね。日ソ、ソ日の漁業協定を長期化したい。カメンツュ・ソン漁業相の方は、国際海洋法条約の関係もある、そういう点もにらんで、とにかく日本の主張はよくわかったということで、今後さらに話し合いか進むことになつた。こう言つておるわけありますけれども、私は、やはりソ連の場合には案外批准が早いのではないかと思うのですね。ああいう国というのは批准する場合には非常に早いですから、もし批准したとすれば、ソ連の立場としては、条約を批准した立場でこれから日ソ、ソ日の漁業協定を結ぶ、こういふうな姿勢に当然出てくるだらうと私は思つたのですね。わが国の方は、いや、その効果が遅いのだから国内法の調整に時間がかかるといつてもいいといつても、もし二国間協定で相手国が批准をすれば、もうその条約に基づいた姿勢でこの二国間の漁業交渉が行われることは避けられないと思うのですよ。だから、国

内法の整備もあるだらうけれども、それを急ぐべきではないのか。いつでもそういうことに對応できる態勢をとることが海洋国家として、漁業国家としてのわが國の姿勢でなければならぬといふことを言つてゐるのですよ。だから、余り情勢が運びでござりますから、基本的には批准の方向で進みたいといふふうに考へておりますが、他方面で、わが國は海洋国家でございまして、今回の海洋法条約の性質上、これは途上国、先進国両方含めましてやはり國際社会の大勢がこの条約を受け入れていくといふことが現実の問題としては必要である。したがいまして、政府として、最終的に批准の態度決定をするに当たりましては、そういう条約を実際に批准して受け入れていくかといふところも見きわめながら最終的な判断を固めてまいりたい、そういうふうに考へております。

○金子国務大臣 世界の中で、わが國とソ連が二大漁業国でございます。いま岡田先生がいろいろと御意見を述べられたことはよく理解できます。

○岡田(利)委員 終わります。

○市川委員 それで、順次具体的にお伺いしたいと思います。

まず、集団自衛権でございますが、集団自衛権と憲法の兼ね合いを伺いたいと思います。

集団自衛権につきましては、わが國は國際法上空母を初めとするまわめて防衛優先の發言が続いたしました。

○市川委員 次に、市川雄一君。

○高島委員長代理 これにて岡田君の質疑は終了いたしました。

○市川委員 私は、中曾根総理が就任以来、不沈空母を初めとするまわめて防衛優先の發言が続いていました。

○市川委員 次に、市川雄一君。

○市川委員 これが單なる憲法の解釈の問題といふふうにお考へでござりますが、どうですか。單なる解釈問題ですか。

○角田(聰)政府委員 ちょっと御質問の趣旨が理解できませんが、单なるといふのではなくて、きわめて厳正な意味における憲法の解釈として私どもはそういう見解をとつておるわけでございま

す。

○市川委員 政府が憲法第九条もしくはいまの憲法を解釈して集団的自衛権は行使できない、その

事のやる、やらない、あるいはやることの是非は別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、これまでの自民党的政策の基本を外れたものでは決してない、防衛におきましても憲法の範囲内におけるわが國の防衛の基本、そういう中で発言をしておられる、そういうふうに私は判断をいたしております。

○市川委員 それでは、順次具体的にお伺いしたいと思います。

まず、集団自衛権でございますが、集団自衛権と憲法の兼ね合いを伺いたいと思います。

集団自衛権につきましては、わが國は國際法上

集団自衛権は持っていることは主権國家として当然である、しかしながら、集団的自衛権の行使を國權の發動として行うこととは憲法の容認する自衛の措置の限界を超えるものであるという立場を今までとつてきましたと思うのです。この政府の立場というのは、憲法の九条あるいは前文の解釈から生まれたものなのか、それとも何か憲法の明文に根拠を置いて見解なのか、これをまず伺いたいと思います。

○角田(聰)政府委員 憲法の解釈といふのは、憲法に限らずすべて法令の解釈といふのはそれぞれ人が解釈をするわけであります。最終的には最高裁判所が解釈をするわけであります。いま行政権の範囲内で、といふふうに言われましたけれども、政府は政府なりにこれが正しい憲法解釈だと信じておるわけでありますから、その正しいといふものが正しくないといふ変更をするといふことをしない限り、現在の憲法の解釈といふものは変えられないといつていますが、変えるつもりはないといふのと同じだと思ひます。

○市川委員 なぜこういう質問をするか、もうおわかりだと思いますが、たとえば武器技術の問題についていはいわゆる政府の政策が変更したのだという形で變わりましたね。これも一片の官房長官談話なんかで政府の集団自衛権に関する解釈が変わったのだ、こういう乱暴なことはなさらないと思ひますけれども、そういうおそれなしとしない立場からいま伺つておるわけですが、それで

法を解釈して集団的自衛権は行使できない、その

政府の解釈は変更できるものですか、原則的に。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほましいものではないのではないかといふふうに私は思つたのですが、外交の最高責任者としての外務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍国務大臣 総理大臣の発言まだ中曾根内閣

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田(聰)政府委員 政府のこの点に関する憲法

の基本的な外交政策あるいはまた防衛政策は、こ

の事のやる、やらない、あるいはやることの是非は

別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○市川委員 なほま

は、そういう集団自衛権についてのいまの政府解釈を変えるためには、憲法の改正といふ手続をとらなければ変えられない、こうお考えですか、どうですか。

○角田(種)政府委員 武器輸出三原則の問題は、これは初めから政策の問題であります。したがいまして、いま私が申し上げている憲法解釈の問題とは全く別のレベルの問題であると思います。したがいまして、集団的自衛権の行使はできないという見解は、政策変更によつて変更できるというような性質のものではないことは、まず申し上げていいと思います。

それからその次に、憲法を改正しなければできないかという御質問でござりますけれども、これは、憲法改正などということは考へる余地のない問題でござりますから、憲法解釈を変えない以上そういうことはあり得ないという以外には申し上げることはありません。

○市川委員 ちょっと私の質問に答えていないのではないかと思うのですが、要するに、いまの憲法では集団自衛権は行使できない、これは政府の解釈である、どうおっしゃつておるわけでしょ。その解釈を集団自衛権は行使できるといふうの解釈に見えるには、これは憲法の改正といふ手続を経なければその解釈は変えられませんねといま聞いているのです。どうですか、その点は。

○角田(種)政府委員 私は、憲法の改正といふものを前提として答弁申し上げることを差し控えたいたしまして、実は先ほどあるのような答弁をいたしましたけれども、それでは、全く誤解のないようにお聞き届けいただきたいと思いますけれども、ある規定について解釈にいろいろ議論があるときに、それをいわゆる立法的な解決ということです。その法律を改正してある種の解釈をはつきりするといふことはあるわけでございます。そういう意味では、仮に、全く仮に、集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいといふことであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思ひます。した

がつて、そういう手段をとらない限りできないことになると思います。

○市川委員 いまの法務局長官の、わが国の憲法では集団的自衛権の行使はできない、これは政府の解釈である、解釈であるけれども、この解釈を

できるという解釈に変えるためには、憲法改正といふ手段をとらない限りできない。この見解は、

○外務大臣、防衛大臣長官、「致ですか。

○安倍国務大臣 法務局長官の述べたとおりであります。

○谷川国務大臣 法制局長官の述べたとおりであります。

○市川委員 次の質問に入る前に確認したいのですが、日本が有事でないとき、米国の艦船が日本の領海近くの公海上で攻撃を受けた、日本に救援を求めてきた、この場合、日本は米国の艦船を救出することができるのかできないのか、伺いたい

○市川委員 そこでお伺いしたいのですが、去る

二月四日、五日のこの予算委員会の質問で、わが

○市川委員 防衛省長官が質問いたしました。そのとき総理大臣は、日本が侵略された場合、日本の防衛の目的を持って救援に駆けつけた米艦船が阻害されると、日本の自衛隊、自衛艦が救出することは自衛の範囲に入る、こういう見解を示したわけ

○市川委員 じます。矢野委員は、これは従来の政府見解と違う、こうしたわけですが、政府側は、従来の

○市川委員 見解と違わないという答弁に終始されたわけ

です。

防衛省長官、この総理の答弁は従来の政府見解と違つていないと、いまでもお考へでござりますが、どうですか。

○谷川国務大臣 わが国に対する武力攻撃があつた場合に、わが國に救援する米艦を守るといふことは、わが国を防衛するために必要な限度内と認められる以上、わが国の自衛権の範囲の中に入るものと理解をいたしております。

○市川委員 いま長官がお答えになつたことが從来の政府見解ですか。どうですか、長官に聞いてみるのです。自衛の限度内の行動であればといふだけでござりますが。

○谷川国務大臣 もう一度重ねて答弁させていただきますが、わが国に対する武力攻撃があつた場合に、わが國に救援する米艦を守ることも、みずからわが国を防衛するための必要な限度内と認められる以上、わが国の自衛権、自衛の範囲の中に入れる、こう申し上げたわけでござります。

つた場合、これは集団自衛権の行使に該当しますね。防衛省長官、どうですか。

○栗山政府委員 國際法的にすれば、これは集団的自衛権ということで懸念される行為であろうと思います。

○市川委員 防衛省長官、いまのはいいですか、長官伺つておられるのですが、いまのは集団自衛権の行使ですね。ちよつと確認しましょ。

○谷川国務大臣 外務省の答弁したとおりかと思つてします。

○市川委員 実はその御答弁は予想していたのですが、それはこの間二月五日に予算委員会で、まことに角田法務局長官がお答えになつた答弁と同じなわけですね。

昭和五十年六月十八日、衆議院内閣委員会における丸山政府委員がそういう趣旨の答弁をしていました。その答弁を角田長官は引用されて、これがいままでの政府見解であります、この見解と中曾根答弁は違つておりません、こういう答弁をなさつたわけですが、そういうふうに防衛省長官も理解している、こういうふうにいま思つていいわけですか。

○谷川国務大臣 もう一度申し上げさせていただきますが、わが国が武力攻撃を受けておる場合でござります。それに救援する米艦に対して、わが国を防衛するための必要な限度内と認められる以上、わが国の自衛の範囲に入る、こういうことになります。重ねて答弁をするよう恐縮でございますが、以上申し上げたようなところでござります。

○市川委員 実はその御答弁は予想していたので

すが、それはこの間二月五日に予算委員会で、ま

ことに角田法務局長官がお答えになつた答弁と同じなわけですね。

わけでもあります。

その後もこの幹事会を開催し、その方針は度々確認しておりまして、先ほど言われました、曾我さん、蓮池さん、地村さんの御家族八人の速やかな帰国、国交正常化交渉再開までにこれを実現するべきであるということ、それから、その実現

の上で北朝魚使からあり得べき代償要求 例えは
拉致問題の幕引き等には一切応じないことを基本
とすべきであること、また、安否未確認の十人を
含む方々に関する情報は其の要求についても叶き
してまたケノム創薬
く、そうしたことでも
がら対象者を減らす
が、そのこちらの投資は

○安倍委員 力強い御答弁をいただきまして、大変安心をいたしております。
手続きまして、社会保障問題について御質問させ
ていただきたいと思います。
この国会におきまして、何としても年金制度の
統廃合をめでいくべきであるという考え方には全く
変わりがございません。

抜本的な改革を進めるための改正案を成立させた
い、こう考えておりますが、来年には介護の改
革、そして再来年には医療の抜本的な改革が待つ
ておるわけであります。高齢者への給付というこ
とを考えれば、この三つを総合的な形でとらえる
必要があると思うわけであります。その中で特
に介護問題は大変深刻であるんだろう、こう私は
思うわけであります。

介護保険制度がスタートして三年半であります。当初、介護保険の利用者は毎年十万人ふえていくだろう、こう推定されていたわけでありまして、十年間たつたら百万人ふえる、これは大変だな、こうみんな思っていたわけですが、三年半で実はもう既に百四十万人ふえてしまったわけであります。このペースでいけば、例えば団塊の世代の皆さんのが六十五歳以上になると、毎年百万人以上の単位で利用者がふえていくということになります。果たして、それでこの保険がもつんだろうか。

この保険制度の改革を行っていく上で、給付、負担の調整ですが、やはり一番大きなポイントは、なるべく対象者をふやさないように

するという努力ではないだろうか。

寝つきりになる理由の多くは、骨や関節が劣化

り、私も重要だというふうに思つております。
もう少し早い段階で、生活習慣病を初めとい
しまして、個々人でどういうふうにここは解決
していくだくか、あるいは家族でどういうふうに

しまして、個人でどういうふうにここは解決していくのか、あるいは家族でどういうふうに対応していくのかとも含めて差し伸べる手を検討し、十分にそこをしていかないといけないというふうに決意をしているところでございます。

○安倍委員 総理は、歴代の総理大臣として初めて憲法改正の草案を作成するということを宣言して総理大臣であります。聖域なき構造改革に挑

む、あるいはタブーに挑む総理大臣らしいチャレンジではないだろうか、こう私は思います。

そして、総理は、このタブーにチャレンジするという意味においては、平成十三年四月二十七日の総理記者会見において、集団的自衛権の行使を

ついて次のように述べておられるわけであります。「今の解釈を尊重するけれども、今後、あらゆる事態について研究してみる必要があるんじやないか」というふうに思つております。すぐその解釈

觀を変えるといふことじやないんです。研究して
みる余地がある」と、さうおっしゃつてゐる。「研究

してみる必要がある」そして「研究してみる余地がある」「こうおっしゃっているわけであります。」任期内は解説を変更するなど、何ことは考えて

いなし」ということもおっしゃつておられるわけではありませんが、我が国の安全を守るためにはしつか

りと研究していくことは必要である、また、もろ
その研究の余地があるのであれば積極的にそれは
英知を結集していく必要もある、こう考えるわは
であります、この考えに、総理、お変わりはな
いかどうか、お伺いをしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 憲法制定以後五十年以上経過していますと、やはり当時の、制定時の解釈と時代の変化があります。考え方、受けとめ方、それぞれ変わつてくるのも自然なことだと思っております。

当時、自衛隊そのもののすら憲法違反であるといふ考え方がありました。現在、自衛隊は

四

るところ」とをまさに世界に向けて宣言していると言つてもいいんだろう、こう思います。

ですから、今まで内閣の答弁は確かに変化をしてきたわけであります。今確定しているのは八一年の政府答弁でありますが、八一年の政府答弁にはこうあります。「わが國が、國際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主權国家である以上、当然であるが」これはもう当然そうであるということをはつきりと認めているわけであります。

そこで、どうしても聞いてみたくなるのは、国際法上権利を有しているのであれば、我が国は国際法上それを行使することができるのかどうか。 言つては行儀きないといふことを書いているわけでござります。

憲法上行使できないことは言っているけれども、では、憲法上その権利を有しているのかどうか。

さらにはまた、これは「研究してみる余地」ということにもつながつてくると思うんですが、「わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」、こういうふうにあります
が、「範囲にとどまるべき」というのは、これは数量的な概念を示しているわけでありまして、絶対にだめだ、こう言つてゐるわけではないわけ
であります。すると、論理的には、この範囲の中に入る集団的自衛権の行使というものが考えら
れるかどうか。

その点について、法制局にお伺いをしたいといふうに思います。

ように、我が國が主権國家である以上、國際法上は集団的自衛権を有していることは当然でござりますが、國家が國際法上、ある権利を有しているとしましても、憲法その他の国内法によりその権利の行使を制限することはあり得ることでございまして、國際法上の義務を国内法において履行しない場合とは異なり、國際法と国内法との間の矛盾抵触の問題が生ずるわけではございませんで、法律論としては特段問題があることではございません。

それで、政府は、従来から、その九条の文理は、照らしますと、我が国による武力の行使は一切で、きないようにも読める憲法九条のもとでもなお、外国からの武力攻撃によつて国民の生命身体が危険にさらされるような場合に、これを排除するために武力を行使すること」までは禁止されませんが、集団的自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害に対処するものではなく、他の外国に加えられた武力行使を実力で阻止することを内容とするものでありますから、憲法九条のもとではこれの行使は認められないと解しているところでござります。

それから、御質問の後段の、憲法解釈において、政府が示している、必要最小限度を超えるか超えないかというの、いわば数量的な概念なので、それを超えるものであつても、我が国の防衛のために必要な場合にはそれを行使することというのも解釈の余地があり得るのではないかという御質問でござりますが、憲法九条は、戦争、武力の行使などを放棄し、戦力の不保持及び交戦権の否認を定めていますが、政府は、同条は我が国が主導的として持つ自国防衛の権利までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の実力を保有し行使することは認めていると考えておるわけでござります。

その上で、憲法九条のもとで許される自衛のための必要最小限度の実力の行使につきまして、わゆる三要件を申しております。我が国に対する武力攻撃が発生したこと、この場合にこれを排除するためには他に適当な手段がないこと、それなら、実力行使の程度が必要限度にとどまるべきことというふうに申し上げておるのでござります。

お尋ねの集団的自衛権と申しますのは、先ほどの

述べましたように、我が国に対する武力攻撃が生していないにもかかわらず外国のために実力行使するものでありまして、ただいま申し上げました自衛権行使の第一要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていないものでござります。

したがいまして、従来、集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるとのいう説明をしている局面がございますが、これはこの第一要件を満たしていないという趣旨申し上げているものでございまして、お尋ねのうな意味で、数量的な概念として申し上げていいなものではございません。

り、その最も典型的なもの、本来的なもの、最も重要視されるもの、本質的な面、中心的な概念とは、武力攻撃を受けた他国をその領土まで出ていつて自國同様に守る権利だが、日本は憲法上そういう権利は持たない、だが、言つてみれば、集団的自衛権のそのような核心部分ではなく、周辺部分的なものの保有は日本国憲法の否定するところではない、こう答弁をしております。

この当時は、行使することと保有することを分けて考えておりませんから、有するといふのは事実上行使するという意味で答弁をしているわけであります。当時は、いわゆる核心的なものは持っていない、そういう形で答えていたわけでありまして、しかし、中核概念としては持つていなけれども、その周辺のものについてはいろいろと研究の余地があるし、学説もある、こう答弁をしております。

そしてまた、私がガイドライン法案を審議する国会において高村外務大臣に質問した際、この岸答弁について質問した際、高村外務大臣は次のように答えております。

集団的自衛権の概念は、その成立の経緯から見て、実力の行使を中心とした概念であることは疑いのないわけでありまして、また、我が国の憲法上禁止されている集団的自衛権の行使が我が国による実力の行使を意味することは、政府が一貫して説明してきたところでございます。

こう、当時、高村外務大臣が答えていたわけでありまして、ここで再び、長い間この中核概念といふことについてはだれも政府側は持ち出していないかったわけであります。高村大臣は、この中核概念であるというふうに述べているわけであります。

公共の福祉に関する一元的外在制約説

この説は、美濃部達吉¹によって代表される当初の通説であったが、一般に、「公共の福祉」の意味を「公益」とか「公共の安寧秩序」と言うような、抽象的な最高概念として捉えているので、法律による人権制限が容易に肯定されるおそれが少なくなく、ひいては、明治憲法における「法律の留保」のついた人権保障と同じことになってしまわないか、という問題があった。

⇒ 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第5版）』岩波書店, 2011, p.99.

¹ 美濃部達吉『日本国憲法原論』有斐閣, 1949, pp.166, 194.

日本国憲法 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。